（届出事項）

第三十九条　共済団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一　共済事業を開始したとき。

二　定款の変更をしたとき。

三　理事、監事又は評議員の就任又は退任があったとき。

四　子法人を新たに有することとなったとき。

五　子法人が子法人でなくなったとき。

六　子法人が商号又は名称、主たる事務所の所在地若しくは主な業務の内容を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止したとき。

七　第三条第二項第十三号に掲げる書面に変更があったとき。

八　異常危険準備金について第二十五条第二項に規定する文部科学大臣が定める積立て及び取崩しに関する基準によらない積立て又は取崩しを行おうとするとき。

九　共済団体及び当該共済団体の子法人（第五項において「共済団体等」という。）において不祥事件が発生したことを知ったとき。

2　共済団体は、前項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

3　第一項第八号に該当するときの届出は、業務報告書（事業報告書及びその附属明細書を除く。）を添付して行うものとする。

4　第一項各号の届出は、届出事由の発生した後遅滞なく行わなければならない。

5　第一項第九号に規定する不祥事件とは、共済団体等又はその使用人その他の従業者が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一　共済団体の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二　現金、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の一件当たり百万円以上の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。）

三　その他共済団体の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であって前各号に掲げる行為に準ずるもの

（経過措置）

第四十条　法第三条の認可を受けた者が、当該認可を受ける前に当該者により又は他の者により行われていた見舞金等支給業務（法第二条第三項に規定する者に生じた同項に規定する災害を給付事由として医療費、障害見舞金又は死亡見舞金等（以下「見舞金等」という。）を支給する業務をいう。）における契約に基づき発生した見舞金等の支払義務を負う場合には、行政庁の承認を受けて、共済会計において当該見舞金等に係る経理を行うことができる。

2　前項の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、承認申請書に、次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一　理由書

二　申請者が見舞金等支給業務を行っていた場合は、それを証する書面

三　他の者が見舞金等支給業務を行っていた場合は、それを証する書面

四　最終の貸借対照表及び損益計算書その他の最近における財産及び損益の状況を知ることができる書面

五　見舞金等を交付することとなる人数の見込み及び当該見舞金等の額の合計額の見込み、当該見舞金等を支払うために積み立てている金額並びにそれらの算出方法を記載した書面

六　見舞金等の給付対象者の範囲、給付事由となる災害の種類及び給付事由ごとに支払うべきことが定められている見舞金等の額を記載した書面

七　その他前項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

第四十一条　行政庁は、前条の承認の申請があったときは、申請者が見舞金等支給業務を行っていた者と同一性を有すると認められるかどうか及び共済会計において見舞金等の支払のために必要な金額があり、共済契約者等の保護が図られる見込みが確実であるかどうかを審査しなければならない。

附　則

この省令は、法の施行の日（平成二十三年一月一日）から施行する。

告　示

○金融庁告示第百二十五号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百十六条の三第二項の規定に基づき、信用格付業者の関係法人を次のように指定し、平成二十三年一月一日から適用する。

平成二十二年十二月二十七日

金融庁長官　三國谷勝範

（ムーディーズ・ジャパン株式会社の特定関係法人）

第一条　ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第二号）の特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項に規定する特定関係法人をいう。以下同じ。）は次に掲げる者とし、同項の有効期間（以下単に「有効期間」という。）は平成二十三年十二月三十一日までとする。

一	商号又は名称	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
	主たる事務所の所在地	アメリカ合衆国　ニューヨーク州　ニューヨーク市　グリニッチ・ストリート　二百五十
二	商号又は名称	ムーディーズ・ミドル・イースト・リミテッド
	主たる事務所の所在地	アラブ首長国連邦　ドバイ市　ゲートビレッジ　四
三	商号又は名称	ムーディーズ・ラテン・アメリカ・カリフィカドーラ・デ・リエスゴ
	主たる事務所の所在地	アルゼンチン　ブエノスアイレス　セリート　千百八十六
四	商号又は名称	ムーディーズ・イタリア・エス・アール・エル
	主たる事務所の所在地	イタリア　ミラノ州　ローマ市　コルソ・ディ・ポルタ　六十八
五	商号又は名称	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッド
	主たる事務所の所在地	英国　ロンドン市　カナリー・ウォーフ　ワン・カナダ・スクエアー
六	商号又は名称	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・ピーティーワイ・リミテッド
	主たる事務所の所在地	オーストラリア　ニューサウスウェールズ州　シドニー市　オコネル街　一
七	商号又は名称	ムーディーズ・カナダ・インク
	主たる事務所の所在地	カナダ　オンタリオ州　トロント市　ヨーク街　七十
八	商号又は名称	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・キプロス・リミテッド
	主たる事務所の所在地	キプロス　レメソス州　第二十八オクトーバー通り　三百十九
九	商号又は名称	ムーディーズ・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド
	主たる事務所の所在地	シンガポール　サムスン・ハブ　チャーチ街　三
十	商号又は名称	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・エスパーニャ・エス・エー
	主たる事務所の所在地	スペイン　マドリード市　バーバラ・デ・バラガンザ　二
十一	商号又は名称	ムーディーズ・アジア－パシフィック・リミテッド
	主たる事務所の所在地	中華人民共和国　香港特別行政区　クイーンズウェイ　八十八
十二	商号又は名称	ムーディーズ・ドイチュラント・ゲーエムベーハー
	主たる事務所の所在地	ドイツ　フランクフルト・アム・マイン市　ヴェレ　五
十三	商号又は名称	ムーディーズ・アメリカ・ラティーナ・リミテッダ
	主たる事務所の所在地	ブラジル　サンパウロ市　ナソエンス・ウニダス通り
十四	商号又は名称	ムーディーズ・フランス・エス・エー・エス
	主たる事務所の所在地	フランス　パリ市　オスマン・ブルーバード　九十六